

キャロツツ運営規程

(障害福祉サービス 指定就労継続支援B型)

(事業の目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人キャロツツが開設するキャロツツ（以下「事業所」という。）が行う指定就労継続支援B型（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

キャロツツ

(2) 所在地

静岡市駿河区豊原町10-15

(出張所の名称及び所在地)

第4条 相談、作業、休憩等に係る十分なスペースを確保するため、次のとおり出張所を設ける。

(1) 所在地

静岡市駿河区豊原町10-17 アネックス豊原

2 就労の機会の提供、生産性の向上に資するため、出張所として次のとおり店舗を設ける。

(1) 名称

キャロツツのカレー屋さん

(2) 所在地

静岡市葵区駿府町1-43

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 1人

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に
関することに従事する。

(4) 生活支援員 2人

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実
施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 目標工賃達成指導員 2人

目標工賃達成指導員は、事業所全体の経営の把握・改善等の業務を行うとともに、利用
者のスキルアップを図る。

(6) その他

その他、事業の必要性において職員の配置を行う。

(事業所の営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

原則月曜日から金曜日までとする。(原則年末年始、夏期休暇、祝祭日を除く)

(2) 営業時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、実習や作業により時間を変更する場合が
ある。

(出張所の営業日及び営業時間)

第7条 出張所の営業日及び営業時間は、事業所に準ずる。ただし、実習や作業により時間を変
更する場合がある。

2 店舗の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

原則月曜日から金曜日までとする。(原則年末年始、夏期休暇、祝祭日を除く)

(2) 営業時間

午前10時から午後2時までとする。ただし、実習や作業により時間を変更する場合
がある。

(利用定員)

第8条 事業所の利用者の定員は、20人とする。

(内容)

第9条 指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

(1) 就労継続支援B型計画の作成、アセスメント、訪問支援

(2) 企業における実習や事業所外支援、職場実習等、就労の機会や生産活動の機会の提供

(3) 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

(4) (2)～(3)を目的として、個別支援計画の作成、事業所外等支援や、必要な指導等を
実施するものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第10条 指定就労継続支援B型を提供した際には、支給決定障害者から当該就労継続支援B型
に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、支給決定障害者から障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3
項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例

訓練等給付費の額に100分の90（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

日用品等その他の日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は次の事項を遵守する。

- (1) 日常生活を通じ、自律更生に努め、常に助け合い励ましあい、秩序ある共同生活を守り、安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (2) 常に身体服装の清潔に努め、休憩室等の整理整頓に努める。
- (3) 喧嘩、泥酔、指定場所以外の喫煙、その他人に迷惑になる行為をしてはならない。
- (4) 外出は許可を受けてする。
- (5) 身上に関する重要な事項に変更を生じた時は速やかに施設長に届ける。

2 利用者は、故意によって施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、その損害を弁償し、または現状に回復する責を負う。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、静岡市全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第14条 事業の主たる対象者の障害の種類を特に定めないものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 指定就労継続支援B型の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第17条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第18条 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援B型の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援B型事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 繼続研修 1年1回以上

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援B型を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人キャロッツと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。